様式 2-1 号

育児休業等制度及び制度活用状況書

□新規
□更新（登録番号　　）　　企業・事業所等名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆『制度の状況』について、取得者の有無にかかわらず、現在の貴社の制度について該当する項目にチェックし、法定を超える制度がある場合は（　）に記入してください。（就業規則等がない場合も、法定内容を遵守しなければなりません。規則等がない場合は上段の「法定どおり」にチェックしてください。）
◆『活用の状況』について、届出の前年度の状況を記入してください。（取得者がいなければ未記入で可）

育児・介護休業法の概要（育児関係）	制度の状況	活用の状況
育児休業制度 子が 1 歳に達するまで(保育所に入所できない等一定の場合は最長 2 歳まで)育児休業をすることができる ※パパ･ママ育休プラスは子が 1 歳 2 か月まで ※次のいずれにも該当する有期契約労働者も対象 ①同一事業主で雇用期間 1 年以上 ②子が 1 歳 6 か月に達する日までに、労働契約が満了することが明らかでないこと	**実施期間** □1 歳まで（法定どおり） ※1 歳 2 ヶ月(パパ･ママ育休プラス) ※最長 2 歳まで延長可（保育所入所困難等） を含む □1 歳以上も可 （　まで）	**出産**した従業員数 （男性従業員の場合は配偶者） 男性　名 女性　名 **うち** **育児休業者数** （休業予定含む） 男性　名 女性　名
育児のための所定労働時間の短縮措置 3 歳に満たない子を養育する者で育児休業をしていない者について、短時間勤務制度（1 日の所定労働時間を原則 6 時間とする)を設けなければならない	**実施期間** □3 歳まで（法定どおり） □3 歳以上も可 （　まで）	**短時間勤務利用者数** 男性　名 女性　名
子の看護休暇 小学校就学前の子が 1 人であれば年に 5 日まで、2 人以上であれば年に 10 日まで、病気やけがをした子の看護のために休暇を取得できる ※半日単位（1 日の所定労働時間の 2 分の 1）での取得も可能 ※予防接種や健康診断でも取得できる	**実施期間** □小学校就学前まで（法定どおり） □小学校就学後も可 （　まで） **実施内容** □1 人であれば 5 日、2 人以上であれば 10 日（法定どおり） □上記以上も可 （　まで）	**看護休暇取得者数** 男性　名 女性　名
所定外労働の免除 3 歳に満たない子の養育のため請求があったときは､所定労働時間を超えて労働させてはならない		
法定時間外労働の制限 小学校就学前の子の養育のため請求があったときは､1 か月 24 時間､1 年 150 時間を超えて時間外労働をさせてはならない		
深夜業の免除 小学校就学前の子の養育のため請求があったときは、深夜に労働させてはならない		